

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる保有個人情報が存在しないことを理由として行った非開示決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成23年11月11日、異議申立人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、異議申立人の母について、〇〇病院（以下「本件病院」という。）が平成21年〇月〇日に起こした医療事故（以下「本件事故」という。）に関して、事故報告書別紙 3の〇月〇日の行で、前回の病院立入検査時に指摘した項目となっているが、指摘した項目が確認できるもの（以下「本件請求文書」という。）に関する個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 平成23年11月25日、実施機関は、本件開示請求に対して、本件請求文書が存在しないことを理由として、非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 同年12月 7日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨
本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。
指摘した項目の再確認のために〇月〇日に立入検査を実施しているから、何かに基づいて立入検査をしている。口頭で立ち入りしたとも報告書にはない。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 異議申立人は、本件事故の概要、本件病院による事後の対応及び南区南保健所（以下「南保健所」という。）の対応・指導等を健康福祉局健康部保健医療課（以下「保健医療課」という。）へ報告するために、南保健所が平成23年 5月13日に作成した事故報告書（以下「保健所作成報告書」という。）に関する個人情報の開示請求（以下「別件開示請求」という。）を行い、当該事故報告書の一部開示を受けた。

当該事故報告書の別紙 3の同年〇月〇日の項に「前回の立ち入り検査時に指摘した」という記載があったことから、当該部分を受けて本件開示請求がなされたものと思われる。

- 2 保健所作成報告書の別紙 3には、「前回の立ち入り検査時」である同年〇月〇日の項に「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」と記載されている。したがって、本件開示請求の主旨は、保健所作成報告書以外の文書で本件請求文書に該当するものと解される。

- 3 南保健所は、保健所作成報告書以外に、本件開示請求の趣旨を満たす行政文書を作成していないことから、これを除外すると、本件請求文書は存在しない。

第 5 審議会の判断

- 1 争点

本件請求文書が存在するか否かが争点となっている。

- 2 本件事故への対応について

当審議会の調査によると、本件事故に関し、次の事実が認められる。

- (1) 平成21年〇月〇日、本件病院において本件事故が発生した。

- (2) 同年〇月〇日、南保健所は、本件病院に定例立入検査（以下「平成21年度定例立入検査」という。）を行った。

その際、南保健所は、本件病院に対し事前に医療安全管理チェックリスト（以下「チェックリスト」という。）及び病院立入検査参考資料（以下「参考資料」という。）を送付し、本件病院は、チェックリストの各調査項目について自己点検を行うとともに、参考資料の調査項目についても記載し、南保健所へ提出した。

南保健所は、本件病院の自己点検結果をもとにチェックリストの各調査項目について確認を行うとともに、参考資料をもとに、本件病院への聞き取り調査、現場確認等を実施した。その際、南保健所職員は、本件病院からの聞き取り内容の記録を作成した。

また、南保健所は、本件病院から本件事故に関するメモ（以下「病院作成メモ」という。）を収受した。

- (3) 平成22年〇月〇日、南保健所は、平成21年度定例立入検査の結果、不適合には至らないが改善を検討させたい事項（以下「検討要望事項」という。）があったとして、病院立入検査結果通知書（様式 7-2）（以下「結果通知書」という。）にて本件病院の管理者宛てに通知を行った。

また、南保健所は、当該通知を行った後、検討要望事項等を記載した医療監視実施結果表を作成した。

- (4) 同年 5月11日、南保健所は、本件病院から事故報告書（様式15）（以下「病院作成報告書」という。）を収受し、病院作成メモは廃棄した。

- (5) 同年〇月〇日、南保健所は、本件病院に定例立入検査（以下「平成22年度定例立入検査」という。）を行った。

その際、南保健所は、本件病院に対して、平成21年度定例立入検査と同様に、本件病院から事前に提出されたチェックリスト及び参考資料の各調査項目について、調査、確認を行うとともに、院内感染対策の重点確認表（以下「重点確認表」という。）の各調査項目についても確認を行った。

また、南保健所職員は、本件病院への指摘事項や本件病院からの聞き取り内容等の記録を作成した。

- (6) 平成23年〇月〇日、本件病院の職員が本件事故に関する説明のため、南保健所を来訪した。

その際、南保健所職員は、本件事故当時の本件病院の状況や今後の対策等に関する本件病院からの聞き取り内容の記録を作成した。

- (7) 同年〇月〇日、南保健所は、本件病院に随時立入検査（以下「随時立入検査①」という。）を行った。

- (8) 同月〇日、南保健所は、平成22年度定例立入検査の結果、検討要望事項があったとして、結果通知書（以下「本件結果通知書」という。）にて、

本件病院の管理者宛てに通知を行った。

また、南保健所は、当該通知を行った後、検討要望事項等を記載した医療監視実施結果表（以下「本件医療監視実施結果表」という。）を作成した。

(9) 同年〇月〇日、南保健所は、本件病院に随時立入検査（以下「随時立入検査②」という。）を行った。

その際、南保健所職員は、本件病院からの聞き取り内容の記録（以下「本件記録①」という。）を作成した。

(10) 同年 5月13日、南保健所は、保健医療課に保健所作成報告書を提出した。

(11) 同年 6月23日、南保健所は、保健所作成報告書に記載した日付等に誤りがあったことから、当該誤記部分を訂正した事故報告書（以下「訂正報告書」という。）を保健医療課に提出した。

(12) 同年 7月27日、南保健所は、随時立入検査②の際に本件病院に確認した事項を記載した事故報告書（追加報告事項）（以下「追加報告書」という。）を保健医療課に提出した。

(13) 同年〇月〇日、南保健所は、本件病院に定例立入検査（以下「平成23年度定例立入検査」という。）を行った。

その際、南保健所は、本件病院に対して、平成21年度定例立入検査及び平成22年度定例立入検査と同様に、本件病院から事前に提出されたチェックリスト（以下「本件チェックリスト」という。）及び参考資料（以下「本件参考資料」という。）の各調査項目について、調査、確認を行った。

南保健所職員は、平成22年度定例立入検査における検討要望事項に対する検査結果及び本件病院からの聞き取り内容等の記録（以下「本件記録②」という。）を作成した。

また、南保健所は、本件病院から医療機器に関する使用方法や注意事項等が記載された資料（以下「医療機器説明書」という。）を収受した。

(14) 同年11月11日、異議申立人は、本件開示請求を行った。

3 本件異議申立ての対象となる行政文書について

(1) 保健所作成報告書の別紙 3の平成23年〇月〇日の項には、「〇〇〇〇〇

(4) 本件チェックリスト、本件参考資料、本件結果通知書、本件医療監視実施結果表及び医療機器説明書について

ア 本件チェックリストについて内容を確認したところ、各調査項目に関する調査結果が記載されているのみで本件指摘項目の記載は確認できなかった。

イ 本件参考資料について内容を確認したところ、病院の人的、物的設備や編成に係る情報が記載されているのみで、本件指摘項目の記載は確認できなかった。

ウ 本件結果通知書及び本件医療監視実施結果表について内容を確認したところ、平成22年度定例立入検査の結果に係る検討要望事項等が記載されているのみで、本件指摘項目の記載は確認できなかった。

エ 医療機器説明書について内容を確認したところ、医療機器に関する使用方法や注意事項等が記載されているのみで、本件指摘項目の記載は確認できなかった。

オ したがって、本件チェックリスト、本件参考資料、本件結果通知書、本件医療監視実施結果表及び医療機器説明書は、本件請求文書に該当しないと認められる。

(5) 本件記録について

ア 本件記録は、随時立入検査②及び平成23年度定例立入検査（以下「本件立入検査等」という。）の際に、南保健所職員が、作成したものであり、本件記録について内容を確認したところ、本件事故に関して、本件病院から聞き取った内容等についての記載が確認できたことから、本件記録が、本件請求文書に該当するか否かを検討する。

(ア) 条例第18条第1項では、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができると規定されており、保有個人情報とは、条例第2条第2号ただし書で、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）第2条第2号に規定する行政文書に記録されているものに限ると規定されている。

(イ) 行政文書とは、条例上、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得

した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。

イ そこで、本件記録が、実施機関の職員によって職務上作成し、又は取得された文書か否かについて判断する。

本件記録は、本件立入検査等の際に、南保健所職員が、本件病院からの聞き取り内容等を記録したものであることから、実施機関の職員が職務上作成した文書であると認められる。

ウ 次に、本件記録が、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が管理しているものか否かについて判断する。

(ア) 実施機関は、本件記録が個人的に作成されたものであり、事故報告書の作成のための基礎資料であるものの、南保健所において供覧等は行われていないと主張している。

(イ) 確かに、本件記録は、職員が個人で所有しているノートなどに記録されており、その内容において、日付の誤記載などが見受けられるほか、走り書きによって記録されたものであることから、南保健所において、供覧等の事務処理がなされているとは認められない。

(ウ) また、本件記録の保管状況を確認したところ、記録を作成した職員の机にてファイルに綴って、又は個人の備忘録用のノートとして保管されており、当該職員が個人的に管理していたとのことである。

(エ) したがって、本件記録は、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が管理しているものではないと認められる。

エ 以上のことから、本件記録は、行政文書には該当せず、職員のメモであると認められることから、本件請求文書に該当しないと認められる。

4 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成23年12月20日	諮問書の受理

12月26日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
平成24年 8月30日	実施機関の弁明意見書を受理
9月 3日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳 述申出書を提出するよう通知
平成25年 2月 6日 (第 175回審議会)	調査審議
5月17日 (第 178回審議会)	調査審議
9月20日 (第 182回審議会)	調査審議
10月 2日	答申